

厚生労働省 医薬食品局 御中

平成21年3月31日

## 改正薬事法が憲法 22 条に違反し「違憲」とするご意見に関する 意見書

日本チェーンドラッグストア協会  
副会長 小田 兵馬

1. 平成 18 年 6 月 14 日に公布された改正薬事法に伴う厚生労働省令の検討会は、改正薬事法 36 条の 5 の「一般用医薬品の販売に従事する者」同法 36 条 6 の「情報提供の方法」について、それぞれの法文中にある「厚生労働省令で定めるところにより」の委任を受けて、その運用内容を検討してきたものである。
2. この法律は、国の最高議決機関である衆参両院での議論を経て決議され、その実施内容に関する省令についても生活者、有識者、業界代表の方々が検討し、それらの理解を得て、国民・医薬品利用者の「安心・安全」を担保するための論議を経てまとめられた。  
したがって、不当な競争を避け、一部の事業者の利益を守るために設けられた、いわゆる「薬局の距離制限」の判例（昭和 50 年 4 月 30 日）には当てはまらないと考える。
3. 憲法 22 条における「職業選択の自由」は、「公共の福祉に反しない限り」により「営業の自由」を認めている。  
しかしながら、周知のように、昨今のインターネットによる事故、犯罪、瑕疵の状況および責任所在の不明確さが大きな問題となっており、現状のままで「公共の福祉に反しない」と断言できる根拠は見当たらない。そのインターネットによる便利さが「人の安全性に関する問題」を超えるものであるとは到底思えない。
4. 国会で成立した改正薬事法は、販売業形態を「店舗販売業」と「配置販売業」としており、そのうち「店舗販売業」が第 3 類医薬品を郵便等で販売可能としている。店舗販売を行う場合は、その形態や実態からして、この範囲は法的、論理的な整合性があるものと考ええる。
5. 「医薬品を買えない人がいる」という理由で発足したこの検討会であるが、前回、基本的には現医薬品販売業者で医薬品の供給は可能である旨が確認された。次に指摘があった法律の違憲性を問う発言については、我々の検討会を超えた問題提起である。

したがって、この改正薬事法を「違憲」とするなら、法廷の場で明らかにするべきであり、インターネットを新しい販売業としてルールの整備を行うべきと主張するのであれば、審議を国会の場に移すべきである。（両方の同時進行は論理的に矛盾し、難しいと考える）

これらのいずれかの場合、この検討会の議論は意味が無く、即刻中止もしくは廃止すべきである。